

ケーススタディ

プレリタイアメント層の ニーズにはこう対応しよう

①② 大泉 稔 株式会社fp ANSWER CFP®
③④ 菱田雅生 ライフアセットコンサルティング株式会社 CFP®

ここでは、4ケースのプレリタイアメント層を取り上げ、提案の進め方とアドバイスのポイントを解説する。

CASE 1 就任延長やインフレにも対応 複数の商品を組み合わせ

役員昇格を機に、退職金を活用した自分年金の準備を検討する54歳のAさん



本 ケースは、受け取った退職金を直ちに生活費等に充てる必要はなく、退職金受取後も多くの所得がある。しっかり準備をすれば提案を受け入れてもらいやすいお客様といえる。どのような商品をどう提案していけばよいかポイントを見ていく。

① 平準払い定額個人年金保険

図表1①は平準払い定額個人年金保険の提案例である。54歳なので、ぎりぎり65歳受取開始のプランを組み合わせ、税制適格要件を満たすと個人年金保険料控除を受けられる。

控除の対象となる保険料の上限は8万円と小さく、控除額も限られるが、年齢的に子育て(23歳未満の被扶養者)や住宅ローンの返

済が終わっているのなら、他の所得控除の手段は少ないはずだ。しかも、自分年金を作りながらでも受けられるほか、まとまった現金を全期前納に充てても受けられるメリットもある。

ただし、最近では一部前納のみ可能で、全期前納ができない商品もあり、そもそも前納割引率も低下している。そこで、クレジットカードを利用した年払いを提案してみたい。図表1も年払いを前提にしている(クレジットカード利用額の上限には注意)。

就任年数が延びた場合に据え置くこともできる

年払いを選んだ場合、毎年の保険料の支払期日の到来を満期に合わせた定期預金も併せて組んでも

らつと、さらに良いだろう。個人年金保険料控除とクレジットカードの支払いは、一時払いの商品にはないメリットだ。退職金受取後、役員に就任し所得を得られるからこそ、実現する提案である。

65歳から10年間にわたり、毎年定額の年金を受給できるので、老後の資金設計が立てやすいのが強みだ。役員の就任年数が延びた場合、年金の受取りを開始せず所定の年齢まで据え置くこともでき、据え置けば年金額も増える。65歳より前倒しに受取りを開始することはできないが、中途解約しても8〜9割程度は戻る。

② (円建て)一時払い終身保険

図表1②は「(保険期間中に)定期支払金のない」タイプの一

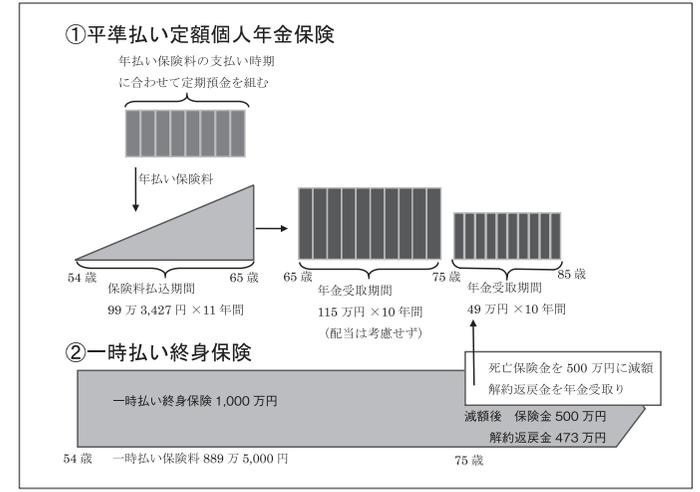
払い終身保険の提案例だ。このタイプの商品は超低金利のいま、運用商品としては、魅力が色あせてしまっている。だが、一時払い終身保険なら早くに亡くなった場合でも、預金にはない生命保険ならではの強みがある。死亡保険金受取人の指定や非課税枠(500万円×法定相続人の数)などだ。また、契約から一定期間経過す

れば、解約しても元本割れをすることなく解約返戻金を受け取ることができる。その解約返戻金は年金形式で受け取れることもでき、(年金形式での)受取総額は一時金での受取額より大きくなる。商品によっては、一部解約した場合にも返戻金を年金受取できるものがある。図表1②では、75歳から年金形式で受取りを開始して

いるが、年金の「受取開始の時期(契約から一定期間経過していれば)」と「(死亡保険金を減らす額)を変えることで(受取りの額)を契約者が選べる」という点が、個人年金保険と異なる。この商品の最大の強みだと筆者は考える。

75歳で受取りが終わる。その後を引き継ぐ年金という位置づけで、この保険の解約返戻金を年金形式で受取りを開始する。もう一つは、解約返戻金を年金形式で受け取るにあたり、「受取開始の時期」が選べる点を活かして、いつニーズが生じるかわからない介護やがん等のアクシデントに備えるというスタンスだ。これらのアクシデントは診断や要介護状態等の保険事故である必要はない。というのも、そもそもが解約返戻金であり、「解約して年金形式で受け取る」のは契約者の意思表示(＝手続き)だけで事足りるからだ。

図表1 平準払い定額個人年金保険と一時払い終身保険の提案例



図表2 図表1②の解約返戻金を年金で受け取った場合 (保険金額は1000万円 減額後は500万円)

減額(解約)時 =受取開始時の 年齢	減額(解約)し、解約返戻金を 年金で受取った場合の年金額 (いずれも10年確定年金)		一部減額後の 解約返戻金の額
	全部解約	一部減額	
70歳	96万円	48万円	465万円
75歳	98万円	49万円	473万円
80歳	99万円	50万円	481万円
85歳	100万円	50万円	487万円

図表2は、解約返戻金を年金形式で受け取った場合、減額(解約)時の年齢(＝年金受取開始時期)と受取額、さらに減額の場合の残りの解約返戻金の額を示している。なお、減額の場合の残りの解約返戻金は一時金で受け取ることになる。一時払い終身保険の解約返戻金の強みを活かすためには二つのスタンスがある。一つ目は、図表1②のように、個人年金保険の受取終了後のリレ

③ 投資型年金保険
今年度、公的年金で初めてマクロ経済スライドが発動された。仕